公金債権回収業務における試行自治体の実施結果

地方公共団体名			名	北本市 [埼玉県] 人口(平成27年1月1日住 68,657人		
(担当部署)			!)	(総務部納税課) 民基本台帳)		
取	組	事	項	滞納整理の業務委託		
対	象	債	権	市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)		
				国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料		
				(自立執行権 ■有 □無)		

I 25年度の実施状況

1.目的、動機 相続人が存在しないため財産換価が不可となっている「困難事案」の解消には、非常に多くの時間や労力が必要となることから、専門知識を有する弁護士・司法書士に滞納整理の補助的な業務を委託することにより、職員が行う通常業務の効率改善が図られ、収納率の向上が期待されるため、滞納整理の民間委託を実施することとした。 2.対象債権 市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3.取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的に手続きを行い債権整理と債権回収を行う。
知識を有する弁護士・司法書士に滞納整理の補助的な業務を委託することにより、職員が行う通常業務の効率改善が図られ、収納率の向上が期待されるため、滞納整理の民間委託を実施することとした。 2. 対象債権 市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3. 取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。 ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
ることにより、職員が行う通常業務の効率改善が図られ、収納率の向上が期待されるため、滞納整理の民間委託を実施することとした。 2. 対象債権 市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税)国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3. 取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
向上が期待されるため、滞納整理の民間委託を実施することとした。 2. 対象債権 市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3. 取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。 ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
2. 対象債権 市税(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税) 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3. 取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 3. 取組内容
3. 取組内容 滞納整理に必要な相続人が存在しないことから財産の換価が不可の事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
事案において、財産換価を実施するためには相続財産管理人を選任し債権回収をする必要がある。 ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要することから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
し債権回収をする必要がある。 ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出 する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要する ことから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁 判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相 続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
ただ、相続財産管理人を選任するには、裁判所に申立て書類を提出 する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要する ことから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁 判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相 続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
する必要があるが、この書類の提出には煩雑で困難な作業を要する ことから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁 判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相 続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
ことから、専門的な知識を持っている弁護士に業務を委託して、裁 判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相 続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
判所に申立てを行うこととする(以下「本案件」という)。また、相 続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
続財産管理人が選任された以降も業務委託した弁護士により継続的
に手続きを行い債権整理と債権回収を行う。
4. 結果 弁護士に業務委託することで、裁判所に提出する申立て書の作成や、
相続財産管理人が選任されてから終了するまでの間における事務手
続きなどを進めることができた。
5. 効果(業務への 「困難事案の解消」のため、専門知識をもっている弁護士等を活用
反映等) することで、職員として多くの時間や労力を必要とすることなく滞
納整理が進められた。
また、職員が通常業務に注力することができたため、通常業務の効
率改善が図られ、収納率の向上につながった。

6. 判明した課題

市として取扱う債権回収であるが、本案件において、他の課からも 債権の請求申出がなされた。この事情を踏まえると、市の窓口を統 一し債権整理をする必要があると考えられる。

また、業務委託をするにしても費用対効果が求められることから、 業務委託について一定の許容範囲を定めるとともに、委託の対象と する案件について十分に検討する必要がある。

Ⅱ 内閣府からの支援

1. 支援内容、効果等

先進事例の紹介 (情報提供をしてもらい、裁判所への申立て手続き の支援を受ける)

弁護士等の助言(弁護士から手続き等のアドバイスを受ける)

Ⅲ 26年度の実施状況

Ⅲ 26 年度の実施状況						
1. 実施状況・平成 26 年 4 月に	、業務委託先の弁護士を通じた相続財産管理人選					
任申立て後、5月に	こ裁判所で相続財産管理人が選任された。以後、					
債権回収に係る事務	8手続きは、業務委託した弁護士により進めてい					
る。具体的には、ホ	目続財産管理人選任審判申立書の提出後の書類の					
作成などである。						
・申立て及びその後	後の手続き遂行に要した費用については、着手金					
として 1, 103, 000 P	日を支払い、経費について業務終了後に精算され					
る。なお、業務委託	t先の弁護士報酬としては、回収額の 10%を別に					
支払うもの。						
・また本案件により	リ、当課の滞納額 5,919,589 円がすべて回収され					
る見込みである。な	なお、他の課からの債権 6,807,803 円についても					
回収されるもの。						
・以上を踏まえ、平	4成 26 年度をもって本案件を終結できるように手					
続きを進めている。						
2. 実施に当たって 今後、相続財産管理	型人の選任をしてから債権回収を進めるに当たっ					
25 年度からの変 ては、あらかじめず	「全体で該当する債権全てを把握し、換価配当を 「ない」である。					
更点や改善点等 得られるか確認をし	してから業務を実施することとする。					
3. 27 年度以降の方 業務委託先の弁護士	上を通じ、裁判所で相続財産管理人の選任をして					
向性 債権整理を進めた。	この事業は、平成 26 年度末をもって終結を見込					
まれる。						
なお、同様の事案の	D掘り起こしを行い、業務委託の定着を図ってい					
くものとする。						